

令和2年第3回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和2年2月4日(火)午後6時00分～6時50分
場 所	市役所9階 第2委員会室
出席委員	坂本委員、野村委員、多田委員、舘山委員、鈴木委員、佐藤委員、渡邊委員、遠藤委員、新谷委員
事務局	片原部長、相原次長、長崎課長、澤田課長補佐、青木副主幹、吉田総務係長、五十嵐主事
会議次第	<ul style="list-style-type: none">1 開 会2 会長挨拶3 部長挨拶4 報告事項<ul style="list-style-type: none">第1号 第3回以降の市議会の結果について第2号 令和元年度国民健康保険事業特別会計決算見込について5 協議事項<ul style="list-style-type: none">第1号 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について6 その他

長崎課長

本日は、岡田委員が所用のため欠席しております。
 開催の前に事務局からご報告がございます。本年1月より市の組織体制に変更があり、課名が国保課から保険年金課へ変更となっております。今回の組織改編は、1月からの市役所1階北庁舎の総合窓口フロア化に伴うものです。保険年金課としましては、従来の国保業務に加え、後期高齢者医療制度業務及び介護保険の保険証・保険料に関する業務を取り扱い、保険関係の窓口を集約することで、市民の方の利便性の向上を図ります。
 また、今回を機に窓口サービス課（従来の住民課）では窓口の民間委託が開始されております。今後は、保険年金課の窓口業務につきましても民間委託を検討することとなりますので、検討状況など進捗があった際には、今後の運営協議会でもご報告させていただきます。
 それでは、ただいまから令和2年第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。
 開会にあたりまして渡邊会長から御挨拶をお願いいたします。

渡邊会長

皆様方におかれましては本市の国民健康保険の事業運営にご理解とご支援をいただき、心よりお礼を申し上げます。本市の国保は高齢化による後期高齢者への移行者への増加によって被保険者数は減少傾向であり、60歳以上が約6割を占めている状況にあります。今後も急速な高齢化や生活習慣病の増加、それに伴う医療費の増加傾向は避けて通れない問題として対応していかなければなりません。そのためにも財政基盤の強化が不可欠であります。
 本日は事務局からの説明に対して委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

長崎課長

続きまして片原市民生活部長より御挨拶申し上げます。

片原部長

開会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のところ国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。
 本日の運営協議会は御案内のとおり、第3回以降の市議会の結果、令和元年度国保会計決算見込の報告2件と、令和2年度予算案について御協議いただくこととなっております。
 平成30年度より国保都道府県化となり2年ほど経過し、おおむね順調に運営できていると認識しておりますが、今後も共同保険者である北海道とも連携し、健診をはじめとする保健事業の充実により被保険者の健康保持・増進に努めてまいりたいと考えております。
 国民健康保険事業でございますが、昨年4月に11年ぶりとなる税率改正を実施し、また、同時期より徴収一元化により国保税の徴収業務を納税課で行うこととし、10カ月ほど経過したところでございます。また、本年1月より総合窓口フロアの開設により、国保、後期高齢者、介護保険の一部の事務を統合し、新たに「保険年金課」としてスタートしたところでございます。また、例年市の重点テーマとなっております「大作戦」を実施しておりますが、今年度は健康支援課と連携しながら、「みんなで健康大作戦」を展開し、健診をはじめとする保健事業の充実に取り組んでまいりました。今後におきましても市民の健康保持に努めてまいりたいと考えております。
 最後になりますが、委員のみなさまよりご意見をいただき今後の国保運営につなげていければと考えております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

長崎課長 それでは、これからの議事進行を渡邊会長にお願いいたします。

渡邊会長 わかりました。
報告事項第1号「第3回以降の市議会の結果について」事務局より報告願います。

片原部長 昨年8月の第2回運営協議会以降に開催されました、第3回以降の市議会における国民健康保険関連事案について御報告いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに、第3回定例会につきましては、令和元年9月5日から13日までの日程で開催され、「令和元年度国民健康保険事業特別会計第1回補正予算」について、議案を提出いたしました。

令和元年度第1回補正予算は、平成30年度決算における剰余金を国民健康保険事業基金に積み立てることについて審議され、原案通り可決されております。また、平成30年度決算につきましては、10月3日開催の企業会計決算審査特別委員会において審議が行われ、7名の委員から、都道府県化による影響、基金残高、特定健診やプレ健診、収納率向上の要因、滞納処分などについて質疑がありましたが、委員会の全会一致で決算の認定を受け、10月28日開催の第4回臨時会にて審査報告されております。詳細な内容につきましては2ページに記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、第5回定例会では、令和元年12月5日から13日までの日程で開催され、「苫小牧市税条例の一部改正」の議案を提出いたしました。

「苫小牧市税条例の一部改正」の内容は、昨年8月に市長から本運営協議会に諮問がありました苫小牧市国民健康保険税の課税限度額の引上げでございます。現行の本市課税限度額は89万円ですが、これを法定限度額と同額の96万円へ改正し、令和2年度からの2か年で段階的に引き上げを実施するもので、条例の施行日は令和2年4月1日です。

この案件については、特に質問はございませんでした。以上が、第3回以降の市議会の結果でございます。

渡邊会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

渡邊会長 それでは私から質問いたします。

基金残高についてですが、数年前までは国保は赤字会計だったと記憶しています。現在では黒字会計となり約9億7千万円の基金残高になったということですが、北海道から基準が示されないと基金保有残高の適正額や、基金を活用することについて具体的に話すことは難しいものでしょうか？市民感情としては基金にどれだけ貯めこむのかと疑問に思うところがあります。

片原部長 平成12年頃に厚生労働省から示されていた基金保有残高の基準は、年間保険給付費の5%が目安とされていましたが、平成30年に都道府県化となり保険者が北海道となって以降は未だ明確な基準は示されていないため、北海道に対して基金保有の基準を示すよう要望を出しているところであります。苫小牧市としましては、仮に年間保険給付費の5%を目安とすると6億程度が適正な額となりますが、北海道へ納める納付金については毎年変動する可能性があるため、6億が適正な保有額かどうかは判断がつかない状況であります。

今後、基金保有残高が多いと判断された際には、なんらかの形で基金を活用していきたいと考えております。例えば、税改定や課税限度額改定の際に段階的に引き上げる等税負担を軽減することで還元したり、保健事業として健診事業の拡大を行い市民の健康保持・増進になる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

渡邊会長 北海道から基金保有残高の基準はいつ頃示される予定ですか？

- 片原部長 北海道から明確な回答はされていませんが、おそらく2～3年のうちに示されるのではないかと考えております。今後も継続して北海道に要望していきます。
- 渡邊会長 都道府県化を開始したのですから基金保有の基準も示してほしいところですね。先ほど説明のあった基金の活用方法として、保健事業の拡大により手厚く行うのはいいことだと思います。苫小牧市としては過去の基準と比べても3億ほどの余裕を持っているとのことなので今後、基金を有効に活用してもらいたいと思います。
- 渡邊会長 続きまして、報告事項第2号「令和元年度 国民健康保険事業特別会計決算見込について」事務局から報告願います。
- 長崎課長 報告事項第2号、令和元年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みについて御報告いたします。議案書の3ページを御覧ください。
上段に円グラフで、歳入・歳出の決算見込み額である、163億3,521万8千円の内訳を示しており、下段に現在の予算額、決算見込額、差引増減額を表でお示しています。この主な項目の増減理由について御説明いたします。
最初に歳入でございますが、1 国民健康保険税の決算見込額は、歳入全体の16.2%を占める26億4,228万5千円で、予算現額に対して6,724万円の増額を見込んでおります。これは、予算時に見込んだ被保険者数の所得総額より実績が上回ったため調定額が増額したことによるものです。
3 道支出金は118億7,956万6千円で、予算現額に対して2,177万円の減額を見込んでおります。これは、歳出の保険給付費の減に伴い、その財源である普通交付金が減額するものでございます。
5 繰入金金は16億5,303万7千円で、予算現額に対して8,335万3千円の減額とされています。内訳として、一般会計からの繰入金金が、保険基盤安定繰入金等の増により約3,000万円の増額、基金からの繰入金金が、国保税や基盤安定繰入金等の歳入が増額となった影響により、赤字補てんのための基金繰入が約1億2,000万円減額となりましたので、一般会計からの繰入金と差し引き8,335万3千円の減額となります。
8 国庫支出金は新たに368万7千円を予算計上しましたが、主に、令和3年3月からオンライン資格確認等システムが本格運用されることに伴い、市町村国保システムを令和元年度と2年度で改修する必要がありますので、その改修経費に対する補助金でございます。
- 次に歳出ですが、1 総務費は、職員給与費などの事業の運営に係る経費が当初の見込みを下回ったことにより、予算現額に対して1,570万3千円の減額としたものです。
2 保険給付費は、歳出のうち70.3%を占める114億7,718万8千円で、予算現額に対して933万4千円の減額を見込んでおります。この主な要因としては、高額療養費や出産育児一時金の件数が当初の見込みを下回ったことによるものです。
3 国民健康保険事業費納付金は、予算現額に対して216万1千円の減額となりましたが、これは退職被保険者分について当初予算では概算額での計上であったものを確定額に変更したものでございます。
5 保健事業費は、予算現額に対して1,576万6千円の減額となりましたが、これは特定健診委託料等が当初の見込みを下回ったことによるものです。
8 諸支出金は、北海道からの前年度補助金の精算により生じた返還のため、876万8千円の増額となるものです。
- 以上のことから、令和元年度の決算見込額は、予算現額の163億6,940万3千円に対し、3,418万5千円を減額した163億3,521万8千円としております。
なお、決算見込に基づき整理した補正予算案を、今月開催の第6回市議会定例会に提出する予定です。
以上で報告事項第2号の説明を終わらせていただきます。

渡邊会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

渡邊会長 それでは、協議事項第1号「令和2年度 国民健康保険事業特別会計予算（案）について」事務局から説明願います。

長崎課長 それでは、協議事項第1号令和2年度予算（案）について御説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

上段に歳入歳出の内訳を円グラフで、下段に項目ごとの前年度比較表をお示ししています。令和2年度歳入歳出それぞれの総額は、159億6,486万4千円で、前年度当初予算と比較し2億5,968万4千円の減となっています。

下段の表により、主な増減の理由を説明いたします。

はじめに歳入ですが、1 国民健康保険税は、25億2,494万1千円で、前年度と比較して5,010万4千円の減となっています。この理由は、被保険者数の減少に伴い調定額が減となったものです。

3 国庫支出金は376万2千円の予算計上ですが、これはオンライン資格確認システム等の運用開始に伴う市町村国保システムの改修に対する補助金となっております。

4 道支出金は117億7,023万9千円で、前年度と比較して1億3,109万7千円の減となっています。これは主に歳出の国民健康保険事業費納付金算定の計算方法の変更によるもので、特別交付金の一部をあらかじめ納付金から差し引くため特別交付金が減額となっています。

6 繰入金は16億5,437万3千円で、前年度と比較して8,201万7千円の減となっています。このうち法律で定められている一般会計からの繰入金は、15億7,267万9千円、基金からの繰入は、国保事業費納付金を納めるための税収不足による、赤字補てん分として8,091万5千円、平成30年度退職分納付金の精算に伴う繰入として77万9千円、総額8,109万4千円を繰り入れます。

次に歳出でございます。

1 総務費は3億1,552万1千円で前年度と比較して3,916万1千円の減となっています。これは人件費の減やレセプト点検を国保連合会が一括して行うこととなったため予算計上が必要なくなったことによるものです。

2 保険給付費は114億7,630万円で、前年度と比較して1,022万2千円の減となっています。これは、1人当たりの給付費は増えますが、被保険者数は減少しますのでトータルとして減となるものでございます。

3 国民健康保険事業費納付金は39億7,900万2千円で、前年度と比較して2億2,613万8千円の減となっています。内訳としては、医療給付費分が28億8,167万円、後期高齢者支援金等分が8億6,436万7千円、介護納付金分が2億3,296万5千円となります。なお、減額分には歳入繰入金の説明でも触れましたが、特別交付金の一部が納付金額から約1億3,000万円差し引かれている分も含まれております。

5 財政安定化基金拠出金は令和2年度に新たに予算計上したものです。災害等の特別な事情により、保険料収入が不足する場合には北海道の財政安定化基金から交付を受けることが出来ます。平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により道内3町が基金から交付を受けましたが、交付額の1/3は道内市町村で負担し、北海道の基金に返還する必要があります。そのため、新たに予算計上するものです。

6 保健事業費は1億7,907万1千円で、前年度と比較して1,609万5千円の増となっています。これは特定健康診査などの委託料の増によるものです。

以上が、歳入歳出の主な項目の説明となります。

次に、国民健康保険事業の動向についてご説明いたしますので、議案書の5ページを御覧ください。

左上のグラフでは、国保の世帯数と被保険者数の推移を示しています。平成28年度以降は世帯数、被保険者数ともに減少してきており、この傾向が令和2年度も続くと見込んでいます。

右上のグラフでは、国保税の調定額と収納率の推移を示しています。令和2年度においても被保険者数は減少する見込みであることから、調定額の減額を見込んでいます。

左下のグラフでは、保険給付費の推移を示しています。給付費全体としては、ここ数年ほぼ横ばいとなっておりますが、被保険者数は減少してきているものの、被保険者の高齢化や高額な薬剤の保険適用等により、1人当たりの給付費は増加傾向にあります。

右下のグラフでは、平成30年度以降の国民健康保険事業費納付金の推移を示しております。令和2年度は令和元年度に比べ、先ほど説明いたしました算定方法の変更により医療給付費分が減額しましたので、一人当たりの納付金額は減額しております。

次に本日お配りした資料4を御覧いただきまして、令和2年度予算に関わる国の税制改正について御説明いたします。

令和2年度は、国民健康保険税について2点改正があり、1点目は課税限度額の引上げです。令和2年度においては基礎分が2万円、介護分が1万円引上げられ、総額が99万円となりましたが、苫小牧市では課税限度額を令和3年度まで引き上げており、令和3年度の課税限度額は96万円となっていることから、今後、国の課税限度額に合わせる条例改正が検討事項となります。

2点目は低所得世帯に対する法定軽減による判定所得の見直しです。今回の改正も、物価上昇等の影響で軽減対象が縮小しないよう経済動向を踏まえて見直されたもので、令和元年度と同様に5割軽減と2割軽減の基準額が引き上げられます。

5割軽減に該当する判定所得は、現行で、基礎控除額である33万円と、28万円に被保険者数を乗じた額との合計額となっておりますが、この28万円を28万5千円に引き上げます。同様に、2割軽減に該当する判定所得は、現行で、基礎控除額である33万円と、51万円に被保険者数を乗じた額との合計額となっておりますが、この51万円を52万円に引き上げます。

今回の改正による本市への影響でございますが、基準額の引上げにより、軽減対象世帯の増加が見込まれ、国保税調定額が約375万円減少すると試算しています。なお、この減少分については、国から当市の一般会計を通じて財源措置される見込みとなっております。

次に資料についてご説明いたします。

運営協議会資料1「令和2年度 予算の内容等について」ですが、今ほどご説明させていただいた予算の詳細を記載しております。最後のページとなります7ページに令和2年度の取組について記載しておりますが、歳出抑制につながる医療費適正化・保健事業と、歳入増加となる収納率向上についての取組内容を記載しています。

令和2年度予算の収支は依然として厳しい状況にありますが、国民皆保険制度の最後のセーフティネットとなる国民健康保険の健全運営のため、引き続き被保険者の健康保持増進による医療費の抑制と税の公平性を考えた収納率向上の取組を強化していきたいと考えています。

続きまして運営協議会資料2および3を御覧ください。

資料2の「都道府県化以降の予算編成について」ですが、平成30年度の都道府県化後の市町村と北海道などのお金の流れがどうなっているのか、財務イメージを表した図でございます。こちらの資料は平成30年2月に開催された苫小牧市国民健康保険運営協議会の際に当時の委員の方々へお渡しした資料と同じものがございますが、現委員の方々にも改めて説明させていただきます。

都道府県化前は、市町村が赤い点線で囲っております1を財源として、黒い点線で囲っている2を保険給付費として医療機関等に支払い、3後期支援金・介護納付金を支払基金に支払ってきました。

都道府県化後は、北海道に新たに国保特別会計が出来まして、そこに1の交付金等が交付され、そこに各市町村からの納付金を加えたものを財源として、北海道が市町村に保険給付費等交付金を交付し、支払基金に北海道全体の後期支援金・介護納付金を支払う形に変わりました。

そのため、平成30年度以降の予算としましては、1と3の歳入歳出のやり取りは発生せず、市町村が保険税を原資に国保事業費納付金という形で、北海道に納付することとなります。

- 長崎課長 次にご覧ください。
こちらは平成31年度北海道の国保特別会計予算です。北海道全体の予算額としては約5,000億円規模となります。一番上の道特別会計（歳出）には先ほど資料2で説明いたしました、北海道が市町村に支払う普通交付金及び支払基金に支払う後期高齢者支援金等、合計約4,850億円がありますが、その下の歳入をご覧いただくと、約4,850億円の原資として69%は国や北海道の一般会計などが負担し、道内市町村からは納付金として総額1,539億円（31%）を納める財務の流れとなっております。
以上で協議事項第1号の説明を終わらせていただきます。
- 渡邊会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。
- 新谷委員 議案の5ページで気になることがあったのでご質問します。左下のグラフの中で一人当たりの保険給付費の値が右肩上がりとなっております。一人当たりの保険給付費の上昇や医療費の調定額の上昇は高齢化や医療費の高額化に伴い今後も続くと思われそうですが、世帯数や被保険者数が減少しても保険給付費が増加すると予測されているのかどうかお聞きしたいです。
- 長崎課長 一人当たりの保険給付費が増加するという事は財政運営上、大きな問題だということは我々も認識しております。高齢化などに伴い今後も一人当たりの保険給付費の値は今後も上昇してまいらうと考えております。
また、都道府県化により保険給付費の上昇に伴い、北海道に収める納付金額も上昇しますので、納付金を支払うことが出来るよう税率を設定していかなければなりません。今後の国からの財政支援の拡充状況にもよりますが、納付金額の上昇を防ぐためにも保険給付費の上昇を抑えるよう健康保持・増進の取り組みを行ってまいりたいと思います。
- 新谷委員 わかりました。国の財政支援も財源は税收ですから、保険給付費が増加していくことを国全体で考えると大変なことだと思っております。歳をとってもなるべく健康で病気にならないように私も気を付けたいと思います。
- 渡邊会長 新谷委員の意見はごもっともだと思います。こういった問題に対して都道府県化によって何か取り組めることはないのでしょうか？都道府県化になったメリットは何だったのでしょうか？せっかく都道府県化になったのに保健事業の取り組みは「各市町村で取り組んでください」ではどうかと思います。
- 長崎課長 都道府県化の最大のメリットは北海道が保険者となり財政基盤が大きくなることで、道内市町村全体で支え合う仕組みになり、特に規模が小さい市町村の赤字リスクを減らすことができることだと思います。
保健事業につきましては今後全道で取り組んでいけるように議論の途中でございます。
- 片原部長 都道府県化は開始しましたが、全道的な保健事業等の取り組みは未だ過程の段階であるのが現状です。主要都市の会議に出席した際にも、市町村ごとの医療費適正化や保健事業などについて国の支援を強化してほしいとの意見や要望は出ているところであります。
苫小牧市につきましては、特定健診受診率の向上や医療費適正化に取り組み、全道的な医療費抑制に努めていこうと考えております。

渡邊会長 わかりました。
他に意見はございませんか？

渡邊会長 それでは、もう一つ質問いたします。
4ページの令和2年度予算案の歳入で、保険税が令和元年度予算額と比べて約5,000万円減少していて、これは被保険者数が減少しているからの説明がありましたが、5ページの左上のグラフを見ると確かに令和2年の被保険者数は前年に比べると約1,300人ほど減少しているようです。ということは約1,300人減少することによって約5,000万円減少すると考えていいのでしょうか。今後被保険者数が何人減ったら税収がいくら減少するかというのは予測できるのでしょうか。

長崎課長 税収と被保険者数の予測につきましては、過年度の実績を踏まえて試算します。令和2年度見込みに関してはこのような結果になりましたが、被保険者の所得状況は毎年変わりますので、仮に被保険者全体の所得が下がりますと税収も下がるということになります。

片原部長 一般論でお話ししますと、国保加入者のうち65歳から74歳の方々の主な収入は年金となります。65歳から年金所得控除額は大きくなるため、税計算上の所得は下がる傾向にあります。

渡邊会長 なるほど、わかりました。
他に質問はございませんか。

委員 (意見なし)

渡邊会長 それでは、協議事項第1号について事務局案を承認ということよろしいですか。

委員 (委員の承認)

渡邊会長 その他、事務局から何かございますか。

長崎課長 次回の運営協議会の日程等については、あらためて連絡いたします。例年ですと8月中旬頃を予定しております。

渡邊会長 これをもちまして、令和2年第3回運営協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。